

記入上の注意事項

【重要】

1. この経歴証明書は、電気通信事業法等の規定に基づき、国家試験である工事担任者試験の試験科目の免除を申請するための重要な書類です。
2. このため、申請者の実務経歴について、会社の代表者がその事実を確認し、厳格に証明していただきます。なお、**当国家試験センターから代表者(又は証明担当者(例えば、人事部長、人事課長等の人事部門の長))に電話又は電子メールで連絡し、証明された内容の確認をいたします。**
3. **実地に監督した工事担任者の工事担任者資格者証(写し)を経歴証明書に添付**してください(申請者が従事した端末設備等の接続に係る工事(以下「接続の工事」という。)が、必要な資格を有する工事担任者の監督下でなされたものか確認するため。)
4. **事実と異なる内容を記載(例えば、本来は実務経歴が不足しているにもかかわらず、要件を満たすために事実と異なる内容を記載)して申請を行い、試験を受けようとする者には受験の停止の措置を、試験を受けた者には試験の無効の措置をそれぞれ行う場合があります。**
5. また、当国家試験センターにおける審査において、**申請内容が、事実と異なる内容であると判断される場合**、その申請に係る申請者が過去に行った申請及び代表者が過去に行った証明の内容についても改めて確認をさせていただくことがあります。なお、この場合、**総務省に報告すること**がありますので、あらかじめご了承ください。

経歴証明書の記入・作成にあたり、詳しくは「受験の手引き」を参照してください。

なお、様式が同じであれば、word、excelなどで作成したものでも申請できます。

1. 経歴証明書は、申請者自身が実務経歴の内容等を記入・作成し、接続の工事に従事した勤務先の会社の代表者の証明を受けてください。
2. 接続の工事に従事した勤務先の会社が異なる場合は、それぞれの勤務先の会社ごとに経歴証明書を作成してください。
3. 代表者は、申請者が実際に接続の工事に従事した事実及び該当の工事を実地に監督した工事担任者を確認した上、証明してください。
4. 従事した接続の工事の内容は、免除する試験科目に関する実務経歴が容易に判別できるものとします。
5. 従事期間は、次により計算した期間を記入してください。
 - (1)従事した日から起算し、末日は終了しないときでも1日として算入します。
 - (2)月又は年で定める従事期間は、暦に従って計算し、月又は年の始めから起算しないときは、その期間は最後の月又は年における起算日に相当する日の前日をもって満了とします。ただし、最後の月又は年に応当日がないときは、その月の末日をもって満了するものとします。
 - (3)従事期間を計算するには、1月に満たない従事日数は、合算して30日になるときは1か月とし、1年に満たない従事月数は、合算して12月になるときは1年とします。
6. 経歴証明書が複数枚にわたる場合、各経歴証明書の記入を必要とする項目についても記入省略(空白又は「同上」などの記入は不可)、記入漏れ、誤記等のないよう確実に記入してください。
7. 実務経歴(従事期間、従事した接続の工事の内容)は、証明日現在で記入してください。なお、従事予定の接続の工事は実務経歴として認められません。